

総甲第

一号

案 起

昭和二十七年六月二日

閣議決定昭和二十七年六月三日
上奏昭和二十七年六月四日
公布昭和二十七年七月二十日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣官房副長官

総理府事務官

本村國務大臣

為

高橋國務大臣

於

野田國務大臣

卯

周東國務大臣

五

池田國務大臣

角

村上國務大臣

新

大橋國務大臣

大橋

山崎國務大臣

五

大野國務大臣

八

佐藤國務大臣

五

岡田國務大臣

省

廣川國務大臣

五

吉武國務大臣

五

岡野國務大臣

五

別紙衆議院議長奏上の恩給法の特

例に關する件の措置に關する法律公布の
件は、奏上つとふり公布と奏請することとした
したい。

恩給法の特例に關する件の措置に關する
法律とここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年五月二十日

内閣總理大臣

法律第二百五号

(奏上つとふり。)

内閣總理大臣

法務大臣

各省大臣

逓信大臣

内

閣

何に關するに於て措置に關する法律の公布に關
件に關するに於て公布と奏請することとした
恩給法の特例に關する件。措置に關する
法律の公布と奏請することとした
各府大臣
（奏上り文書）
（奏上り文書）

恩給法の特例に關する件の措置に關する
法律の公布と奏請することとした

昭和二十七年六月二日

法務總裁



法務府法意(五)第五九号
昭和二十七年一月二日

国会は恩給法の特例に関する
件の措置に關する法律の公布
と奏上いたします。

昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長

林讓治



衆議院事務総長大池 眞

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

(恩給法の特例に関する件の一部改正)

第一條 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條及第八條 削除

第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。

(恩給法の特例に関する件の効力)

第二條 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例審議会)

- 第三條 恩給法の特例に関する件第一條に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例審議会を置く。
- 2 前項の恩給法特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つてゐる者については、なお従前の例による。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

恩 給 審 査 会

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。

を

恩 給 審 査 会

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。

に

恩給法特例審議会

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百一十号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

昭和二十七年二月 日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣

法務総裁

木村

国務大臣

馬

高橋

国務大臣

龍

野田 国務大臣

卯

周東

国務大臣

五

池田

国務大臣

角

村

国務大臣

義

大橋 国務大臣

大橋

山崎

国務大臣

板

天野

国務大臣

三

佐藤

国務大臣

五

岡崎 国務大臣

国務大臣

広川

国務大臣

吉武

国務大臣

五

岡野 国務大臣

五

国務大臣

別紙内閣総理大臣請議恩給法の特例に関する件
の措置に関する法律案中修正の件

27

2

29

を審査したが、右は請議のように閣議決定せられてよいと認める。

修正案

法務府法意 第一号
昭和二十七年二月二十八日

総理府甲第七六号

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案の修正について
昭和二十七年一月二十五日閣議決定した「恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案」の一部を修正いたしたので、別紙修正案を添えて閣議を求める。

昭和二十七年二月二十八日

内閣総理大臣 吉田

茂

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

総甲

二二

総理府

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中修正の件
恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案の一部を次のように
修正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項
又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失っている者
については、なお従前の例による。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

恩給法の特例に関する件の一部改正
（恩給法の特例に関する件の一部改正）
第一条 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の
一部を次のように改正する。
第七条及び第八条を次のように改める。
第七条及第八条 削除
第九条中「前八条」を「第一条乃至第六条」に改める。
（恩給法の特例に関する件の特例）
第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、
法律としての効力を有するものとする。
（恩給法特例審議会）

参考

恩給法の特例に関する件の特例に関する法律案

（恩給法の特例に関する件の一部改正）

第一条 恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の
一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及第八条 削除

第九条中「前八条」を「第一条乃至第六条」に改める。

（恩給法の特例に関する件の特例）

第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、
法律としての効力を有するものとする。

（恩給法特例審議会）

第三条 恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例審議会を置く。

2 前項の恩給法特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失っている者は、他の法令に特別の定のある場合を除く外、この法律施行の日に

において、その資格又は権利を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前に改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項に規定する事由に該当した者のうち三年をこえる禁こ、以上の刑、三年以下の懲役若しくは禁こ、の刑又は禁こ、以上の刑に相当する刑に処せられた者は、前項の規定にかかわらず、それぞれの場合に依り、その者が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第九条第一項第二号若しくは第二項、第四十一条第四号、第五十一条第一項第二号、第五十八条ノ二又は第七十七条に規定する事由に該当したものとみなし、その者の恩給を受ける資格又は権利については、それぞれ同法第九号、第四十一条、第五十一条第一項、第五十八条ノ二又は第七

十七条の規定を適用する。

4 総務府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

恩給審査会

恩給法（大正十
給に関する事項

二年法律第四十八号）の規定に基づき恩
を審査すること。

恩給審査会

恩給法特別審査会

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に基づき恩
給に関する事項を審査すること。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二
十七年法律第 号）の規定に基づき軍人軍属又はその
遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議する
こと。

に改める。

理由

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も昭和二十八年三月三十一日まで法律としての効力を有するものとするとともに、同令によつて制限されている軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十七年一月二十五日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣

法務総裁

木村 国務大臣

広川 国務大臣

吉武 国務大臣

岡野 国務大臣

池田 国務大臣

高橋 国務大臣

野田 国務大臣

周東 国務大臣

天野 国務大臣

村上 国務大臣

大橋 国務大臣

山崎 国務大臣

横本 国務大臣

佐藤 国務大臣

岡崎 国務大臣

国務大臣

別紙内閣総理大臣請議恩給法の特例に関する
件の措置に関する法律案

法務省

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案
右

国会に提出する。

昭和二十七年三月十二日奉へ

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

法務府法意第 一 号
昭和二十一年 一 月 二 日

總理府甲第一五号

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案について
標記法律案を第十三回国会に提出する必要があるので、別紙法律
案に理由を添えて閣議を求めらる。

昭和二十七年一月二十一日

内閣總理大臣 吉 田

茂



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

總 甲 一

總 理 府

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

(恩給法の特例に関する件の一部改正)

第一条 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及第八条 削除

第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。
(恩給法の特例に関する件の効力)

第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例、審議会)

第三条 恩給法の特例に関する件第一条に規定軍属又はその遺族たる

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律

(恩給法の特例に関する件の一部改正)

第一条 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及第八条 削除

第九條中「前八條」を「第一條乃至第六條」に改める。
(恩給法の特例に関する件の効力)

第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例、審議会)

第三条 恩給法の特例に関する件第~~八~~条する軍人軍属又はその遺族たる

に因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例、審議會を置く。

2 前項の恩給法特例、審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失っている者は、他の法令に特別の定のある場合を除く外、この法律施行の日において、その資格又は権利を取得する。この場合において必要な事

項は、政令で定める。

3 この法律施行前に改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項に規定する事由に該当した者のうち三年をこえる禁以上の刑、三年に

処

せられた者は、前項の規定にかかわらず、それぞれの恩給法（大正十二年法律第四十八号）第九条第一項第二号若しくは第二項、第四十一条第四号、第五十一条第一項第二号、第五十八条ノ二又は第七十七條に規定する事由に該当したものとみなし、その者の恩給を受ける資格又は権利については、それぞれ同法第九条、第四十一条、第五十一条第一項、第五十八条ノ二又は第七十七條の規定を適用する。

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

に因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例、審議会を置く。

2 前項の恩給法特例、審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失っている者は、他の法令に特別の定のある場合を除く外、この法律施行の日において、その資格又は権利を取得する。この場合において必要な事

項は、政令で定める。

3 この法律施行前に改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項三年以下の懲役若しくは禁錮以上の刑に相当する刑に処

せられた者は、前項の規定にか場合に於てその者が恩給法（大正十

二年法律第四十八号）第九条第一項第二号若しくは第二項、第四十一条第四号、第五十一条第一項第二号、第五十八条ノ二又は第七十七條に規定する事由に該当したものとみなし、その者の恩給を受ける資格又は権利については、それぞれ同法第九条、第四十一条、第五十一条第一項、第五十八条ノ二又は第七十七條の規定を適用する。

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

恩給審査会

恩給法（大正十
給に関する事項

二年法律第四十八号）の規定に基き恩
を審査すること。

を

恩給審査

恩給法特例審議
会

会

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に基き恩
給に関する事項を審査すること。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二
十七年法律第三号）の規定に基き軍人軍属又はその
遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議する
こと。

に改

める。

理由

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特
例に関する件は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も昭
和二十八年三月三十一日まで法律としての効力を有するものとする
とともに、同令によつて制限されている軍人軍属及びその遺族の恩給に
関する事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として審議会を
設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参照条文

恩給法の特例に關する件（昭和二十一年二月一日勅令第六十八号）抄

第一条 軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍屬ト称ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給

二 廢疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト称ス）第二十四条第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 廢疾ノ程度ガ令第三十一条（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依

ル改正前ノ令第三十一条トス以下同ジ一ノ第三目症又ハ第四目症
ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

第七条 恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者連合国最高司令官ニ依リ抑留
又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止メ又ハ恩給
ヲ受クルノ權利ハ之ヲ裁定セズ

第八条 公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族連合国最
高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑
留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ
公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者連合国最高司令官ノ命令ニ基キ退職

シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

第四条乃至第六条ノ規定ハ前二項ノ適用ヲ妨ゲズ

法第四十一条第二号ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十一条ノ規定トアル
ハ第一項及第二項ノ規定ヲ含ムモノトス

恩給法（大正十二年四月十四日法律第四十八号）抄

第九条 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当
スルトキハ其ノ權利消滅ス

一 死亡シタルトキ

二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタ
ルトキ

三 国籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ
処セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職力普通恩給ヲ受ケ
タル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權
利ノミ消滅ス

第四十一条 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス

一 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其
ノ恩給權ノ基礎ト為リタル在職年

二 第五十一条ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタ
ル在職年

三 削除

四 公務員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付
禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタ
ル在職年月數

五 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄
ノ在職年月數

第五十一条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ引續キタル在
職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一 懲戒、懲罰又ハ教員免許状、奪ノ処分ニ因リ退職シタルトキ

二 在職中禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

三 彈劾ニ関スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ

四 会計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付会計検査院

法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

(第二項 略)

第五十八條ノ二 普通恩給、増加恩給及傷病年金ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第七十七條 扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶予ノ

言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

總理府設置法(昭和二十四年五月三十一日法律第二百十号)
抄

(その他の附属機関)

第十五條 左の表の上欄に掲げる機関は、總理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通り

とする。

種類	目
恩給審査会	恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に 基き恩給に関する事項を審査すること。
教育刷新審議会	教育に関する重要事項を調査審議すること。
（以下略）	

2
（略）

昭和二十七年四月二日

内閣総理大臣官房総務課長

印刷庁業務部長 殿

祕第六〇号属

一 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

刷り直し分 二四三五部

右印刷方御取り計らい願います。

総理府